

堺市公報 第163号	令和3年3月26日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 【環境局環境保全部環境対策課】	4
○堺市地域密着型サービス等事業者選定等審査会規則の一部を改正する規則 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	5
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○令和2年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について 【総務局行政部総務課】	6
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	6
○介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	7
○介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	10
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	12
○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	13
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の 指定について 【建設局土木部路政課】	13
○車両制限令第3条第1項第2号に規定する道路の追加指定について 【建設局土木部路政課】	16
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	16

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	17
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	18
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	19
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	20
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	21
○堺市立初芝体育館等の開館（場）時間、休館（場）日及び利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	23
○堺市翁橋公園の利用料金について	
【文化観光局文化部文化課】	30
○堺市立共同浴場の利用料金について	
【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	30
○堺市立農業公園「加工体験施設」の開園時間、休園日及び利用時間について	
【産業振興局農政部農水産課】	31
○堺市立農業公園「加工体験施設」の入園料及び施設利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	31
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	33
○南部大阪都市計画都市高速鉄道の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】	34
○南部大阪都市計画道路の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】	35
○南部大阪都市計画用途地域の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】	37
○南部大阪都市計画高度地区の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】	38
○南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の案の縦覧について	

【建築都市局都市計画部都市計画課】	38
○都市公園の区域変更に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	39
○都市公園の開設に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	43
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部施設課】	46
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部施設課】	47
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部施設課】	48
<b>&lt;消防局告示&gt;</b>	
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による消防長又 は消防署長の意見書の交付申請についての一部改正について	
【消防局警防部警防課】	49
<b>&lt;上下水道局管理規程&gt;</b>	
○堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	50
○堺市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	53
○堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	54
○堺市上下水道局統計取扱規程の一部を改正する規程	
【上下水道局経営企画室】	54
○堺市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	55
<b>&lt;上下水道局公告&gt;</b>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	55
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	57
<b>&lt;教育委員会規則&gt;</b>	

○堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則の一部  
改正について  
【教育委員会事務局総務部学務課】 ..... 58

<農業委員会規則>

○堺市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規則  
【農業委員会事務局】 ..... 59

<農業委員会告示>

○農業委員会総会の招集について  
【農業委員会事務局】 ..... 60

<議会告示>

○令和2年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について  
【議会事務局総務課】 ..... 61

規 則

堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第16号

堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年規則第97号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中「㊤」を削る。

様式第9号中「㊤」を削り、「処分が」を「処分の」に改める。

様式第10号中「㊤」を削る。

様式第11号中「㊤」を削り、「第56条第1項）」を「第56条第1項各号）」に、「フロン類回収破壊法」を「フロン類法」に、「その処分」を「その処分の」に、「処分があった日前30日以内に」を「処分のあった日前30日以内にその」に改める。

様式第12号中「㊤」を削り、「第48条」を「第48条第1項」に改める。

様式第13号から様式第15号までの規定中「㊤」を削る。

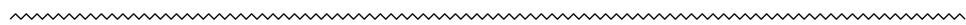
附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。



堺市地域密着型サービス等事業者選定等審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第17号

堺市地域密着型サービス等事業者選定等審査会規則の一部を改正する規則

堺市地域密着型サービス等事業者選定等審査会規則（平成25年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第2項中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第5条及び第6条を1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第5条 委員長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

堺市告示第93号

堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成18年規則第102号）第20条第4項において準用する同規則第18条第3項の規定により、市長の令和2年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

堺市長 永藤英機

- 1 閲覧開始の日  
令和3年4月8日（木）
- 2 閲覧場所  
堺市役所本庁舎 市政情報センター  
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー
- 3 閲覧日及び閲覧時間
  - (1) 閲覧日  
市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日
  - (2) 閲覧時間  
市政情報センター  
平日 午前9時から午後5時30分まで  
市政情報コーナー  
平日 午前9時から午後5時15分まで

~~~~~

堺市告示第94号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776502110        |
| 事業所名称      | パンジー ケアプランセンター    |
| 事業所所在地     | 堺市北区金岡町2463番地5    |
| 指定の申請者     | 株式会社パンジー          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区金岡町2463番地5 |
| 代表者名       | 澁谷弘枝              |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日         |
| サービスの種類    | 居宅介護支援            |

## 堺市告示第95号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                  |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766490284       |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション ふろっと  |
| 事業所所在地     | 堺市南区晴美台二丁45番2号   |
| 指定の申請者     | 株式会社プロット日光       |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区中村町228番地2 |
| 代表者名       | 田守達也             |

|         |            |
|---------|------------|
| 廃止年月日   | 令和2年12月31日 |
| サービスの種類 | 訪問看護       |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776401628            |
| 事業所名称      | 訪問介護 c o c o          |
| 事業所所在地     | 堺市南区桃山台一丁3番31-104号    |
| 指定の申請者     | 株式会社凜                 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市南区桃山台一丁3番31-104号 |
| 代表者名       | 大野早苗                  |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日             |
| サービスの種類    | 訪問介護                  |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770104178        |
| 事業所名称      | つくしの会福祉用具センター     |
| 事業所所在地     | 堺市堺区翁橋町一丁9番15号    |
| 指定の申請者     | オムニクス株式会社         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区翁橋町一丁9番15号 |
| 代表者名       | 堀江清晃              |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日         |
| サービスの種類    | 福祉用具貸与            |

|           |                |
|-----------|----------------|
| 介護保険事業所番号 | 2770104178     |
| 事業所名称     | つくしの会福祉用具センター  |
| 事業所所在地    | 堺市堺区翁橋町一丁9番15号 |
| 指定の申請者    | オムニクス株式会社      |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区翁橋町一丁9番15号 |
| 代表者名       | 堀江清晃              |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日         |
| サービスの種類    | 特定福祉用具販売          |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766590349          |
| 事業所名称      | 株式会社訪問看護ステーションまんごー  |
| 事業所所在地     | 大阪府堺市北区新金岡町五丁5番415号 |
| 指定の申請者     | 株式会社訪問看護ステーションまんごー  |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区新金岡町五丁5番415号 |
| 代表者名       | 平トヨ子                |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日           |
| サービスの種類    | 訪問看護                |

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766290130           |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーションアイリス       |
| 事業所所在地     | 堺市東区菩提町3-9-1         |
| 指定の申請者     | 株式会社シーヒューマン          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目2-26 |
| 代表者名       | 中芝廉                  |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日            |
| サービスの種類    | 訪問看護                 |

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 介護保険事業所番号 | 2770103865      |
| 事業所名称     | ヘルパーステーション陽だまり堺 |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 事業所所在地     | 堺市堺区一条通1番23号 堺ビル1F |
| 指定の申請者     | 有限会社酔族館            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府東大阪市長堂一丁目29番4号  |
| 代表者名       | 小田真由美              |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日          |
| サービスの種類    | 訪問介護               |

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776502128               |
| 事業所名称      | エクレシア訪問看護ステーション          |
| 事業所所在地     | 堺市北区東浅香山町一丁目19-9 K&Sビル2F |
| 指定の申請者     | エクレシア株式会社                |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区深井沢町3284 安田ビル7階   |
| 代表者名       | 俣木泰和                     |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日                |
| サービスの種類    | 訪問看護                     |

堺市告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定介護予防サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により告示する。

令和3年3月26日

堺市長 永藤英機

|           |            |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766490284 |
|-----------|------------|

|            |                  |
|------------|------------------|
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション ふろっと  |
| 事業所所在地     | 堺市南区晴美台二丁45番2号   |
| 指定の申請者     | 株式会社プロット日光       |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区中村町228番地2 |
| 代表者名       | 田守達也             |
| 廃止年月日      | 令和2年12月31日       |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護         |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770104178        |
| 事業所名称      | つくしの会福祉用具センター     |
| 事業所所在地     | 堺市堺区翁橋町一丁9番15号    |
| 指定の申請者     | オムニクス株式会社         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区翁橋町一丁9番15号 |
| 代表者名       | 堀江清晃              |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日         |
| サービスの種類    | 介護予防福祉用具貸与        |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770104178        |
| 事業所名称      | つくしの会福祉用具センター     |
| 事業所所在地     | 堺市堺区翁橋町一丁9番15号    |
| 指定の申請者     | オムニクス株式会社         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区翁橋町一丁9番15号 |
| 代表者名       | 堀江清晃              |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日         |
| サービスの種類    | 特定介護予防福祉用具販売      |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766590349          |
| 事業所名称      | 株式会社訪問看護ステーションまんごー  |
| 事業所所在地     | 大阪府堺市北区新金岡町五丁5番415号 |
| 指定の申請者     | 株式会社訪問看護ステーションまんごー  |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区新金岡町五丁5番415号 |
| 代表者名       | 平トヨ子                |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日           |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護            |

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766290130           |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーションアイリス       |
| 事業所所在地     | 堺市東区菩提町3-9-1         |
| 指定の申請者     | 株式会社シーヒューマン          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目2-26 |
| 代表者名       | 中芝廉                  |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日            |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護             |

## 堺市告示第97号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年3月26日

堺市長 永藤英機

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2770109029         |
| 事業所名称      | 陽だまりの里みくに          |
| 事業所所在地     | 堺市堺区一条通1番23号 堺ビル1F |
| 指定の申請者     | 有限会社酔族館            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府東大阪市長堂一丁目29番4号  |
| 代表者名       | 小田真由美              |
| 廃止年月日      | 令和3年1月31日          |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護          |

堺市告示第98号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定地域型保育事業者について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

堺市長 永藤英機

1 一時預かり事業（在園児以外を対象）

| 名称      | 所在地            | 設置者           | 確認年月日    |
|---------|----------------|---------------|----------|
| なるなる保育園 | 堺市北区常磐町3丁目7-21 | 株式会社サンエイプラテック | 令和3年3月4日 |

堺市告示第99号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定

に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 府道及び市道
  
- 2 路線名 (1) 府道大阪狭山線（都市計画道路 大阪河内長野線）  
(2) 府道大阪高石線（都市計画道路 常磐浜寺線）  
(3) 府道我堂金岡線並びに市道金岡白鷺2号線及び市道新家深井線（都市計画道路 南花田鳳西町線）  
(4) 府道大阪和泉泉南線（都市計画道路 大阪和泉泉南線）  
(5) 府道深井畑山宿院線（都市計画道路 出島百舌鳥線）  
(6) 府道大阪和泉泉南線
  
- 3 区 間 別紙調書のとおり
  
- 4 延 長 別紙調書のとおり

## 電線共同溝整備道路

| 路線名                                                             | 区間                                             | 道路延長  |
|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------|
| (1) 府道大阪狭山線<br>(都市計画道路 大<br>阪河内長野線)                             | 堺市東区八下町2丁2番2地先から<br>堺市東区八下町1丁153番2地先まで         | 230m  |
| (2) 府道大阪高石線<br>(都市計画道路 常<br>磐浜寺線)                               | 堺市西区浜寺昭和町1丁156番1地先から<br>堺市西区浜寺諏訪森町西4丁380番3地先まで | 520m  |
| (3) 府道我堂金岡線並び<br>に市道金岡白鷺2号<br>線及び市道新家深井<br>線(都市計画道路<br>南花田鳳西町線) | 堺市北区金岡町2543番4地先から<br>堺市中区新家町693番1地先まで          | 1850m |
| (4) 府道大阪和泉泉南線<br>(都市計画道路 大<br>阪和泉泉南線)                           | 堺市堺区南陵町1丁1番地先から<br>堺市堺区石津町2丁851番48地先まで         | 130m  |
| (5) 府道深井畑山宿院線<br>(都市計画道路 出<br>島百舌鳥線)                            | 堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁156番地先から<br>堺市北区百舌鳥本町1丁13番7地先まで    | 450m  |
| (6) 府道大阪和泉泉南線                                                   | 堺市堺区遠里小野町4丁196番地先から<br>堺市堺区南向陽町2丁41番4地先まで      | 1850m |

## 堺市告示第100号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が25トンである道路を次のとおり指定する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名          | 区間                                              |
|--------------|-------------------------------------------------|
| 大阪府道28号大阪高石線 | 大阪府堺市西区北条町1丁189番1地先から<br>大阪府堺市西区浜寺船尾町西5丁60番地先まで |
| 大阪府道34号堺狭山線  | 大阪府堺市中区深井中町617番2地先から<br>大阪府堺市中区東八田231番1地先まで     |

## 2 指定する期日

令和3年4月1日

**公 告**

## 堺市公告第188号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
乾燥弱毒生水痘ワクチン（年間単価契約） 11,550本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年2月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ケーエスケー 堺支店  
支店長 園田 隆行  
大阪府堺市中区新家町304-3
- 5 落札金額  
¥4,730-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年12月23日

~~~~~

堺市公告第189号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（年間単価契約） 22,400本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社メディセオ 堺支店  
支店長 平垣内 義正  
大阪府八尾市老原9-72
- 5 落札金額  
¥4,455-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年12月25日

~~~~~  
堺市公告第190号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（年間単価契約） 22,500本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社メディセオ 堺支店  
支店長 平垣内 義正  
大阪府八尾市老原9-72
- 5 落札金額  
¥7,821-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年12月25日

~~~~~  
堺市公告第191号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（年間単価契約）  
22,600本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
一般財団法人大阪防疫協会 防疫資材部  
理事長 今田 光三  
大阪府東大阪市中小阪5丁目16-3
- 5 落札金額  
¥7,018-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年12月25日

~~~~~  
堺市公告第192号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとお

り公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（年間単価契約） 13,500本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ケーエスケー 堺支店  
支店長 園田 隆行  
大阪府堺市中区新家町304-3
- 5 落札金額  
¥6,182-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年12月25日

~~~~~  
堺市公告第193号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調

達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る調達物品の名称及び数量  
経口弱毒生ロタウイルスワクチン2種類（年間単価契約）  
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン2mL 4,600本  
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン1.5mL 7,100本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年3月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社ケーエスケー 堺支店  
支店長 園田 隆行  
大阪府堺市中区新家町304-3
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥89,812,800-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

~~~~~

## 堺市公告第194号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第2項及び第21条第1項第2号、堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び第20条第1項第2号並びに堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市立初芝体育館等の開館（場）時間、休館（場）日及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第20条第3項（同条例第21条第2項において準用する場合を含む。）、堺市スポーツ施設条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）及び堺市公園条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

## 第1 堺市立初芝体育館等の開館（場）時間、休館（場）日（令和3年4月1日以後）

## 1. 開館（場）時間

## 【初芝体育館】

- ・ 9時から21時まで

ただし、共用部分であるロビー、通路、トイレなどの利用は、8時45分から21時15分まで可能とする。

## 【初芝野球場】

- ・ 7時から19時まで（5月～8月）
- ・ 9時から17時まで（9月～4月）

## 【初芝テニスコート】

- ・ 8時から18時まで（4月・9月）
- ・ 8時から19時まで（5月～8月）
- ・ 8時から17時まで（10月～3月）

## 【初芝体育館駐車場】

- ・ 6時30分から21時30分まで（5月～8月）
- ・ 7時30分から21時30分まで（9月～4月）

## 【白鷺公園野球場】

- ・ 7時から19時まで（4月～9月）
- ・ 7時から17時まで（10月～3月）

## 【白鷺公園運動広場】

- ・ 7時から19時まで（4月～9月）
- ・ 7時から17時まで（10月～3月）

## 2. 休館（場）日

## 【初芝体育館】

- ・ 原則として、毎月第3月曜日及び12月29日から翌年1月4日まで

## 【初芝野球場】

- ・ 原則として、毎月第3月曜日及び12月29日から翌年1月4日まで

## 【初芝テニスコート】

- ・ 12月30日から翌年1月4日まで

## 【初芝体育館駐車場】

- ・ 12月30日から翌年1月4日まで

## 【白鷺公園野球場】

- ・ 12月29日から翌年1月4日まで

## 【白鷺公園運動広場】

- ・ 12月29日から翌年1月4日まで

第2 堺市立初芝体育館等の利用料金（令和3年4月1日以後）

1 体育館専用（団体）利用料金

1-1 初芝体育館（通常料金）

（単位：円）

| 利用料金    |     |       | 9：00～12：00 |       | 13：00～15：00<br>15：00～17：00 |       | 17：30～21：00 |        |
|---------|-----|-------|------------|-------|----------------------------|-------|-------------|--------|
|         |     |       | 平日         | 休日等   | 平日                         | 休日等   | 平日          | 休日等    |
| 第一体育館   | 全面  | 一般    | 6,100      | 7,320 | 4,900                      | 5,880 | 11,000      | 13,200 |
|         |     | 生徒等   | 3,050      | 3,660 | 2,450                      | 2,940 | 5,500       | 6,600  |
|         | 半面  | 一般    | 3,100      | 3,720 | 2,500                      | 3,000 | 5,500       | 6,600  |
|         |     | 生徒等   | 1,550      | 1,860 | 1,250                      | 1,500 | 2,750       | 3,300  |
| 第二体育室   | 全面  | 一般    | 3,100      | 3,720 | 2,500                      | 3,000 | 5,500       | 6,600  |
|         |     | 生徒等   | 1,550      | 1,860 | 1,250                      | 1,500 | 2,750       | 3,300  |
|         | 半面  | 一般    | 1,550      | 1,860 | 1,250                      | 1,500 | 2,800       | 3,360  |
|         |     | 生徒等   | 750        | 900   | 600                        | 720   | 1,400       | 1,680  |
| 第三体育室   | 全面  | 一般    | 3,700      | 4,440 | 3,300                      | 3,960 | 8,100       | 9,720  |
|         |     | 生徒等   | 1,850      | 2,220 | 1,650                      | 1,980 | 4,050       | 4,860  |
|         | 半面  | 一般    | 1,850      | 2,220 | 1,650                      | 1,980 | 4,100       | 4,920  |
|         |     | 生徒等   | 900        | 1,080 | 800                        | 960   | 2,050       | 2,460  |
| 弓道場     | 一般  | 2,300 | 2,760      | 1,950 | 2,340                      | 4,900 | 5,880       |        |
|         | 生徒等 | 1,150 | 1,380      | 950   | 1,140                      | 2,450 | 2,940       |        |
| トレーニング室 | 一般  | 1,250 | 1,500      | 1,000 | 1,200                      | 2,900 | 3,480       |        |
|         | 生徒等 | 600   | 720        | 500   | 600                        | 1,450 | 1,740       |        |
| 研修室     |     |       | 1,250      | 1,500 | 1,000                      | 1,200 | 2,900       | 3,480  |

1-2 初芝体育館（冷房期間5/15～10/15、暖房期間12/1～3/20）

（単位：円）

| 利用料金  |     |       | 9：00～12：00 |       | 13：00～15：00<br>15：00～17：00 |       | 17：30～21：00 |        |
|-------|-----|-------|------------|-------|----------------------------|-------|-------------|--------|
|       |     |       | 平日         | 休日等   | 平日                         | 休日等   | 平日          | 休日等    |
| 第一体育室 | 全面  | 一般    | 8,540      | 9,760 | 6,860                      | 7,840 | 15,400      | 17,600 |
|       |     | 生徒等   | 4,270      | 4,880 | 3,430                      | 3,920 | 7,700       | 8,800  |
|       | 半面  | 一般    | 4,340      | 4,960 | 3,500                      | 4,000 | 7,700       | 8,800  |
|       |     | 生徒等   | 2,170      | 2,480 | 1,750                      | 2,000 | 3,850       | 4,400  |
| 第二体育室 | 全面  | 一般    | 4,340      | 4,960 | 3,500                      | 4,000 | 7,700       | 8,800  |
|       |     | 生徒等   | 2,170      | 2,480 | 1,750                      | 2,000 | 3,850       | 4,400  |
|       | 半面  | 一般    | 2,170      | 2,480 | 1,750                      | 2,000 | 3,920       | 4,480  |
|       |     | 生徒等   | 1,050      | 1,200 | 840                        | 960   | 1,960       | 2,240  |
| 第三体育室 | 全面  | 一般    | 5,180      | 5,920 | 4,620                      | 5,280 | 11,340      | 12,960 |
|       |     | 生徒等   | 2,590      | 2,960 | 2,310                      | 2,640 | 5,670       | 6,480  |
|       | 半面  | 一般    | 2,590      | 2,960 | 2,310                      | 2,640 | 5,740       | 6,560  |
|       |     | 生徒等   | 1,260      | 1,440 | 1,120                      | 1,280 | 2,870       | 3,280  |
| 弓道場   | 一般  | 2,300 | 2,760      | 1,950 | 2,340                      | 4,900 | 5,880       |        |
|       | 生徒等 | 1,150 | 1,380      | 950   | 1,140                      | 2,450 | 2,940       |        |

|         |     |       |       |       |       |       |       |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| トレーニング室 | 一般  | 1,750 | 2,000 | 1,400 | 1,600 | 4,060 | 4,640 |
|         | 生徒等 | 840   | 960   | 700   | 800   | 2,030 | 2,320 |
| 研修室     |     | 1,750 | 2,000 | 1,400 | 1,600 | 4,060 | 4,640 |

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- (2) アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該利用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) 「生徒等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。  
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合  
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合  
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 特別に電気その他を利用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (6) 許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第2号及び第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては当該号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-3 初芝体育館共用利用料金

(単位：円)

| 区分          | 一般  | 生徒等 | 高齢者・障害者 |
|-------------|-----|-----|---------|
| 体育館(1種目1回)  | 220 | 110 | 110     |
| 弓道場(1回)     | 220 | 110 | —       |
| トレーニング室(1日) | 220 | 110 | —       |

備考

- (1) 「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (2) この表において「生徒等」とは、利用者が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。
- (4) 「障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)

第 45 条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。  
また、障害者の介助者 1 名についてもこの料金を適用する。

1-4 附属設備利用料金

(単位:円)

| 種類              | 単位  |    | 利用料金  |
|-----------------|-----|----|-------|
| バスケットボール器具      | 1式  | 1回 | 0     |
| バレーボール器具        | 1式  | 1回 | 0     |
| バドミントン器具        | 1式  | 1回 | 0     |
| インディアカ器具        | 1式  | 1回 | 0     |
| ソフトバレーボール器具     | 1式  | 1回 | 0     |
| 卓球器具            | 1式  | 1回 | 0     |
| 卓球用フェンス         | 1枚  | 1回 | 30    |
| 卓球用得点板          | 1台  | 1回 | 50    |
| マイク             | 1本  | 1回 | 300   |
| 音響              | 1式  | 1回 | 500   |
| 放送設備            | 1式  | 1日 | 2,030 |
| スポーツタイマー        | 1台  | 1回 | 500   |
| ストップウォッチ        | 1個  | 1回 | 100   |
| バスケットボール用オフィシャル | 1式  | 1回 | 0     |
| レクリエーション器具      | 1式  | 1回 | 2,030 |
| 得点板             | 1台  | 1回 | 100   |
| 審判台             | 1台  | 1回 | 100   |
| 移動ステージ          | 1台  | 1回 | 1,010 |
| バレーボール用線審旗      | 1組  | 1回 | 0     |
| ウレタンマット (厚)     | 1枚  | 1回 | 500   |
| マット (長)         | 1枚  | 1回 | 100   |
| マット (短)         | 1枚  | 1回 | 50    |
| レスリングマット        | 1式  | 1回 | 0     |
| 長机              | 1脚  | 1回 | 50    |
| 補助椅子            | 1脚  | 1回 | 20    |
| フロアーシート         | 1枚  | 1回 | 50    |
| トランポリン (練習用)    | 1台  | 1回 | 1,010 |
| コインロッカー         | 1か所 |    | 50    |

備考

- (1) 長机 5 脚まで、補助椅子 20 脚までは、利用料を徴収しない。
- (2) 「1 回」とは、午前（午前 9 時から正午まで）、午後（午後 1 時から午後 5 時まで）又は夜間（午後 5 時 30 分から午後 9 時まで）のそれぞれの区分をいう。  
午後 1 時から午後 3 時まで又は午後 3 時から午後 5 時までの利用についても同

様とする。

2 野球場利用料金

2-1 初芝野球場

(単位：円)

| 区分 |     | 7:00～<br>9:00 | 9:00～<br>11:00 | 11:00～<br>13:00 | 13:00～<br>15:00 | 15:00～<br>17:00 | 17:00～<br>19:00 |
|----|-----|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1面 | 一般  | 2,030         | 2,030          | 2,030           | 2,030           | 2,030           | 2,030           |
|    | 生徒等 | 1,010         | 1,010          | 1,010           | 1,010           | 1,010           | 1,010           |

2-2 白鷺公園野球場

(単位：円)

| 区分 |     | 7:00～<br>9:00 | 9:00～<br>11:00 | 11:00～<br>13:00 | 13:00～<br>15:00 | 15:00～<br>17:00 | 17:00～<br>19:00 |
|----|-----|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1面 | 一般  | 1,010         | 2,030          | 2,030           | 2,030           | 2,030           | 2,030           |
|    | 生徒等 | 500           | 1,010          | 1,010           | 1,010           | 1,010           | 1,010           |

備考

- (1) この表において「生徒等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する（以下同じ）。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合
  - イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (2) 許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

3 テニスコート利用料金

3-1 初芝テニスコート

(単位：円)

| 区分 |     | 8:00～<br>9:00 | 9:00～<br>11:00 | 11:00～<br>13:00 | 13:00～<br>15:00 | 15:00～<br>17:00 | 17:00～<br>18:00 | 17:00～<br>19:00 |
|----|-----|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1面 | 一般  | 610           | 1,220          | 1,220           | 1,220           | 1,220           | 610             | 1,220           |
|    | 生徒等 | 305           | 610            | 610             | 610             | 610             | 305             | 610             |

備考

- (1) 「生徒等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
  - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合
  - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合
  - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (2) 許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、

又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

3-2 初芝テニスコート共用利用料金

(単位：円)

| 区分    | 利用料金 |
|-------|------|
| 1人2時間 | 110  |

4 初芝体育館駐車料金

(単位：円)

| 施設名      | 車両の種類                          | 利用時間            | 駐車料金<br>(1台あたり) | 備考                                                                                                                                                                            |
|----------|--------------------------------|-----------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初芝体育館駐車場 | 乗用車<br>軽自動車<br>小型貨物車<br>マイクロバス | 30分を超え<br>2時間まで | 200             | 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合は、無料とする。 |
|          |                                | 2時間を超え<br>3時間まで | 300             |                                                                                                                                                                               |
|          |                                | 3時間を超え<br>4時間まで | 400             |                                                                                                                                                                               |
|          |                                | 4時間を超え<br>5時間まで | 500             |                                                                                                                                                                               |
|          |                                | 5時間を超え<br>閉場まで  | 600             |                                                                                                                                                                               |



堺市公告第195号

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号）第23条第2項及び堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市翁橋公園の利用料金を指定管理者が定めたので、堺市民芸術文化ホール条例第23条第3項及び堺市公園条例第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

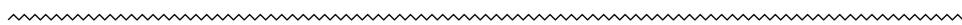
堺市長 永藤英機

1 公園利用料金

| 種別                           | 単位                | 金額     |
|------------------------------|-------------------|--------|
| 露店営業その他これに類する目的とする使用         | 使用面積1平方メートルにつき1日  | 100円   |
| 広告宣伝又は放送の目的とする使用             |                   | 400円   |
| 業として撮影の目的とする使用               | 1回（2時間以内）につき      | 7,700円 |
| 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用 | 使用面積10平方メートルにつき1日 | 23円    |
| その他の使用                       |                   | 23円    |

2 適用区分

1の公園利用料金は、令和3年4月1日から適用する。



堺市公告第196号

堺市共同浴場条例（昭和46年条例第47号）第12条第2項の規定に基づき、堺市立共同浴場の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立共同浴場の利用料金（令和3年4月1日から令和7年3月31日まで）

- (1) 大人（12歳以上の者） 250円
- (2) 小人（12歳未満の者） 60円



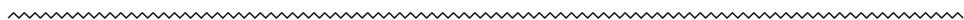
堺市公告第197号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」の開園時間、休園日及び利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開園時間（令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までの間）
  - 午前10時00分～午後5時00分
  - ただし、利用者が著しく多い等の場合は、利用者の安全面を考慮して状況に応じて開園時間を早め、又は閉園時間を遅らせるときがある。
- 2 休園日
  - (1) 令和3年6月～7月の毎週水曜日（7月21日及び7月28日を除く。）
  - (2) 令和3年12月～令和4年2月の毎週水曜日（12月29日、1月5日及び2月23日を除く。）
  - (3) 令和4年1月1日



堺市公告第198号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」の入園料及び施設利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

1 入園料

(1) 通常料金

| 区 分                         |              | 単 位   | 金 額(円)       |     |
|-----------------------------|--------------|-------|--------------|-----|
| 個 人                         | 大人（中学生以上）    | 1人1回  | 500          |     |
|                             | 小人（4歳以上）     |       | 300          |     |
| 団 体<br>(15名以上)              | 大人（中学生以上）    | 1人1回  | 350          |     |
|                             | 小人（4歳以上）     |       | 250          |     |
|                             | ツアー団体（立ち寄り）  |       | 150          |     |
| 学 生 団 体<br>(学校行事に限る。)       | 堺市内の場合       | 1人1回  | 高校生・大学生・専門学生 | 250 |
|                             |              |       | 中学生          | 200 |
|                             |              |       | 小学生          | 150 |
|                             | 堺市外の場合       | 1人1回  | 高校生・大学生・専門学生 | 300 |
|                             |              |       | 中学生          | 250 |
|                             |              |       | 小学生          | 200 |
| 障 害 者<br>(付添い1名につき同額料金とする。) | 大人（中学生以上）    | 1人1回  | 250          |     |
|                             | 小人（4歳以上）     |       | 150          |     |
| 年間パスポート券                    | 大人（中学生以上）    | 1人1年間 | 900          |     |
|                             | 小人（4歳以上）     |       | 500          |     |
|                             | シニア（50歳～64歳） |       | 800          |     |
|                             | 高齢者（65歳以上）   |       | 700          |     |

※ 株式会社堺ファームが発行する優待券利用者の個人入園料に限り最大30%減じた額とする。

(2) 夜間料金

| 区 分                     |            | 単 位     | 金 額 (円) |
|-------------------------|------------|---------|---------|
| 個 人 体                   | 大人 (中学生以上) | 1 人 1 回 | 300     |
|                         | 小人 (4歳以上)  |         | 200     |
| 障 害 者<br>(付添い1名につき同額料金) | 大人 (中学生以上) |         | 150     |
|                         | 小人 (4歳以上)  |         | 100     |

※ 上記金額は、午後5時以降の入園に適用する。

2 特産品加工工房施設使用料

| 施 設 名   | 午前           |               | 午後           | 夜間               | 全日               |
|---------|--------------|---------------|--------------|------------------|------------------|
|         | 6時から<br>8時まで | 9時から<br>12時まで | 1時から<br>5時まで | 午後6時から<br>午後9時まで | 午前6時から<br>午後9時まで |
| 特産品加工工房 | 500円         | 750円          | 1,000円       | 750円             | 3,000円           |

3 総合交流ターミナル施設使用料

| 施 設 名     | 午 前           | 午 後          | 夜 間              | 全 日              |
|-----------|---------------|--------------|------------------|------------------|
|           | 9時から<br>12時まで | 1時から<br>5時まで | 午後6時から<br>午後9時まで | 午前9時から<br>午後9時まで |
| 交 流 室     | 600円          | 800円         | 600円             | 2,000円           |
| 研 修 室     | 600円          | 800円         | 600円             | 2,000円           |
| 情 報 発 信 室 | 1,500円        | 2,000円       | 1,500円           | 5,000円           |

堺市公告第199号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和3年度第1四半期の利用料金

|    |                   |        |       |
|----|-------------------|--------|-------|
| 1  | 簡単に作れるパン&バター作り    | 1,000円 | 通年    |
| 2  | メロンパン作り           | 1,100円 | 通年    |
| 3  | ソーセージ作り           | 1,400円 | 通年    |
| 4  | バター作り             | 500円   | 通年    |
| 5  | 簡単に作れるパン作り        | 800円   | 4～6月度 |
| 6  | いちご摘み&いちごパフェ教室    | 1,800円 | 4・5月度 |
| 7  | いちご摘み&いちごどら焼き教室   | 1,600円 | 4月度   |
| 8  | いちごどら焼き作り         | 1,000円 | 4月度   |
| 9  | いちごアイス作り          | 900円   | 4・5月度 |
| 10 | シルバニアファミリーメロンパン作り | 900円   | 4月度   |
| 11 | いちごメロンパン作り        | 900円   | 5月度   |
| 12 | いちごのブッセ作り         | 1,000円 | 5月度   |
| 13 | モ〜モ〜メロンパン作り       | 900円   | 6月度   |
| 14 | ミルクアイス作り          | 900円   | 6月度   |
| 15 | ねこパイ作り            | 1,200円 | 6月度   |

堺市公告第200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画都市高速鉄道を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供する。住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 追加する土地の区域

(201-3号 南海電気鉄道高野線)

堺市堺区遠里小野町4丁、遠里小野町3丁、遠里小野町2丁、香ヶ丘町5丁、  
香ヶ丘町4丁、香ヶ丘町1丁、砂道町3丁、砂道町2丁、高須町3丁、  
北清水町3丁、南清水町3丁、錦綾町3丁、北庄町3丁、今池町1丁、  
北田出井町1丁、南庄町2丁、北向陽町2丁、中向陽町2丁、中田出井町1丁、  
南向陽町2丁、南田出井町1丁、北花田口町3丁、三国ヶ丘御幸通、  
中三国ヶ丘町1丁、南三国ヶ丘町1丁、榎元町1丁、榎元町2丁、榎元町4丁、  
榎元町6丁、五月町、西永山園、中永山園、東永山園、向陵西町4丁地内

2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和3年3月26日から令和3年4月9日まで

3 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

堺市公告第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供する。住民及び利害関係人は、縦

覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 都市計画の変更に係る土地の区域

### (1) 変更する土地の区域

(3・2・201-11号 築港天美線)

堺市堺区南清水町1丁、南清水町2丁、南清水町3丁、錦綾町1丁、錦綾町2丁、  
錦綾町3丁、今池町2丁、今池町3丁、今池町4丁、今池町5丁地内

### (2) 追加する土地の区域

(3・4・201-79号 浅香山駅前線)

堺市堺区砂道町2丁、砂道町3丁、高須町3丁地内

(7・7・201-11号 高野線附属街路東1号線)

堺市堺区遠里小野町3丁、遠里小野町2丁、香ヶ丘町4丁、砂道町3丁、  
香ヶ丘町1丁、高須町3丁、北清水町3丁、南清水町3丁、錦綾町3丁、  
今池町2丁、今池町1丁、北庄町3丁、中向陽町2丁、南向陽町2丁、  
北田出井町1丁、中田出井町1丁、南田出井町1丁、北花田口町3丁、  
三国ヶ丘御幸通地内

(7・7・201-12号 高野線附属街路東2号線)

堺市堺区南三国ヶ丘町1丁、三国ヶ丘御幸通、榎元町1丁、榎元町2丁地内

(7・7・201-13号 高野線附属街路東3号線)

堺市堺区榎元町2丁、榎元町4丁地内

(7・7・201-14号 高野線附属街路西1号線)

堺市堺区遠里小野町4丁、遠里小野町3丁、遠里小野町2丁、砂道町3丁、  
砂道町2丁地内

(7・7・201-15号 高野線附属街路西2号線)

堺市堺区砂道町2丁、高須町3丁、北清水町3丁、南清水町3丁、錦綾町3丁、  
北庄町3丁、南庄町2丁、北向陽町2丁、中向陽町2丁、南向陽町2丁地内

(7・7・201-16号 高野線附属街路西3号線)

堺市堺区三国ヶ丘御幸通、榎元町2丁、五月町、西永山園、中永山園地内

## 2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

### (1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和3年3月26日から令和3年4月9日まで

3 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

堺市公告第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供する。住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の変更に係る土地の区域

堺市

2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和3年3月26日から令和3年4月9日まで

3 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

~~~~~

堺市公告第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画高度地区を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供する。住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和3年3月26日

堺市長 永藤英機

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域  
堺市
- 2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市建築都市局都市計画部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和3年3月26日から令和3年4月9日まで
- 3 意見書の提出先  
堺市建築都市局都市計画部都市計画課  
所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
電話：072-228-8398

~~~~~

堺市公告第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供する。住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域  
堺市
- 2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市建築都市局都市計画部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和3年3月26日から令和3年4月9日まで
- 3 意見書の提出先  
堺市建築都市局都市計画部都市計画課  
所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
電 話：072-228-8398

~~~~~  
堺市公告第205号

都市公園の区域を変更するので、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	原池公園	堺市中区平井389ほか

2 区 域

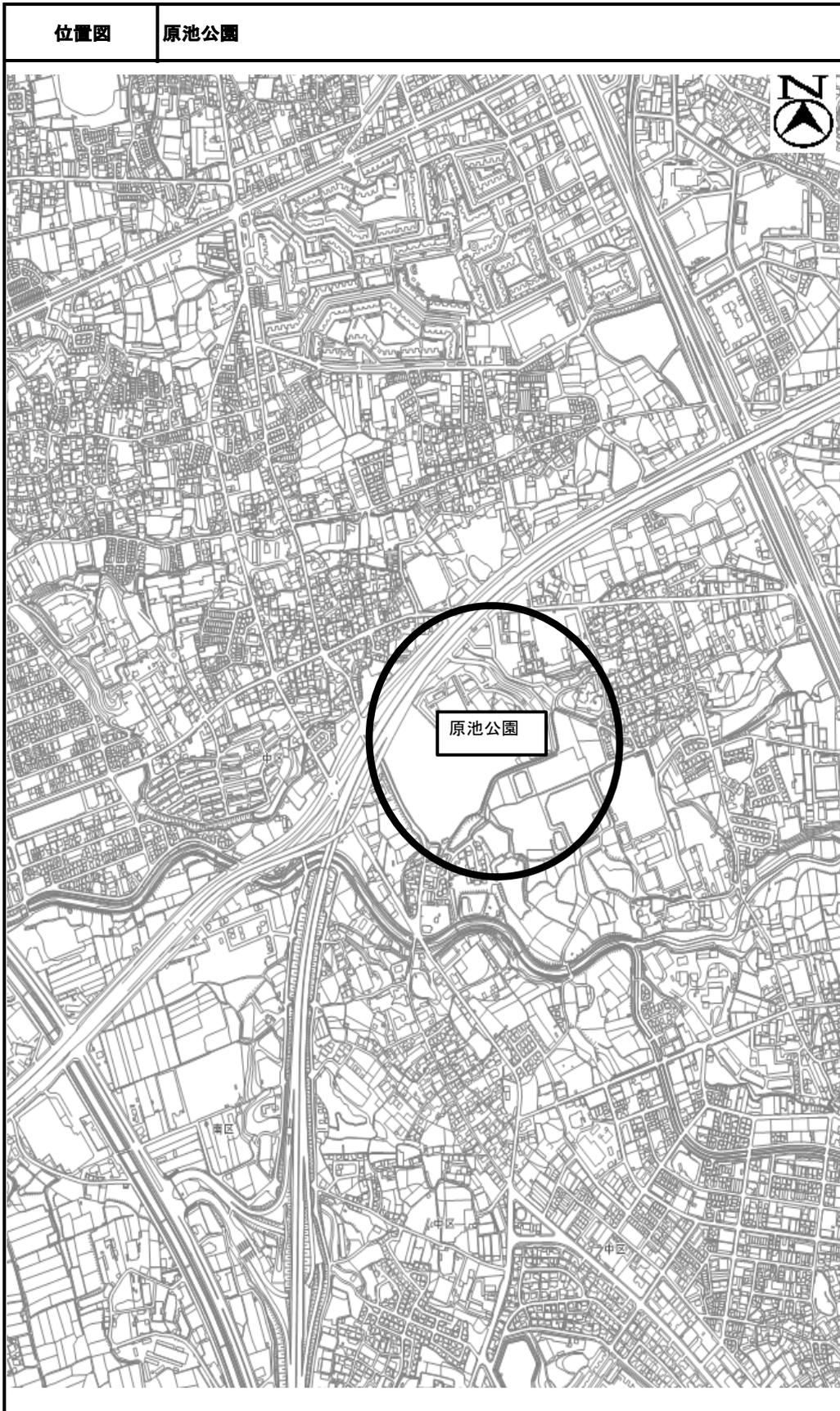
別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

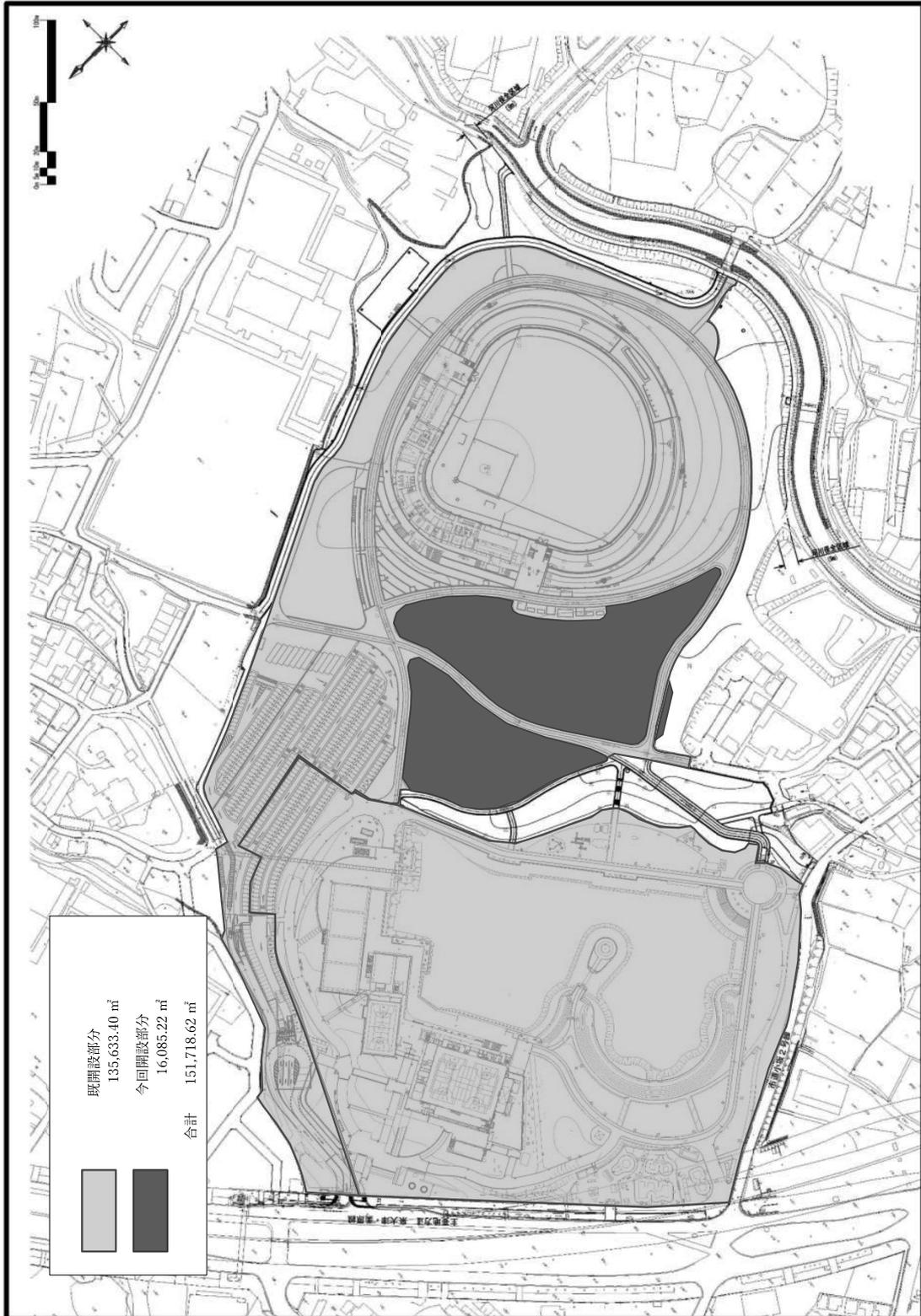
3 供用開始の日

令和3年3月26日

別紙



400-684 原池公園



## 堺市公告第206号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を設置するので、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	鳳南町第2公園	西区鳳南町5丁517-81

## 2 区 域

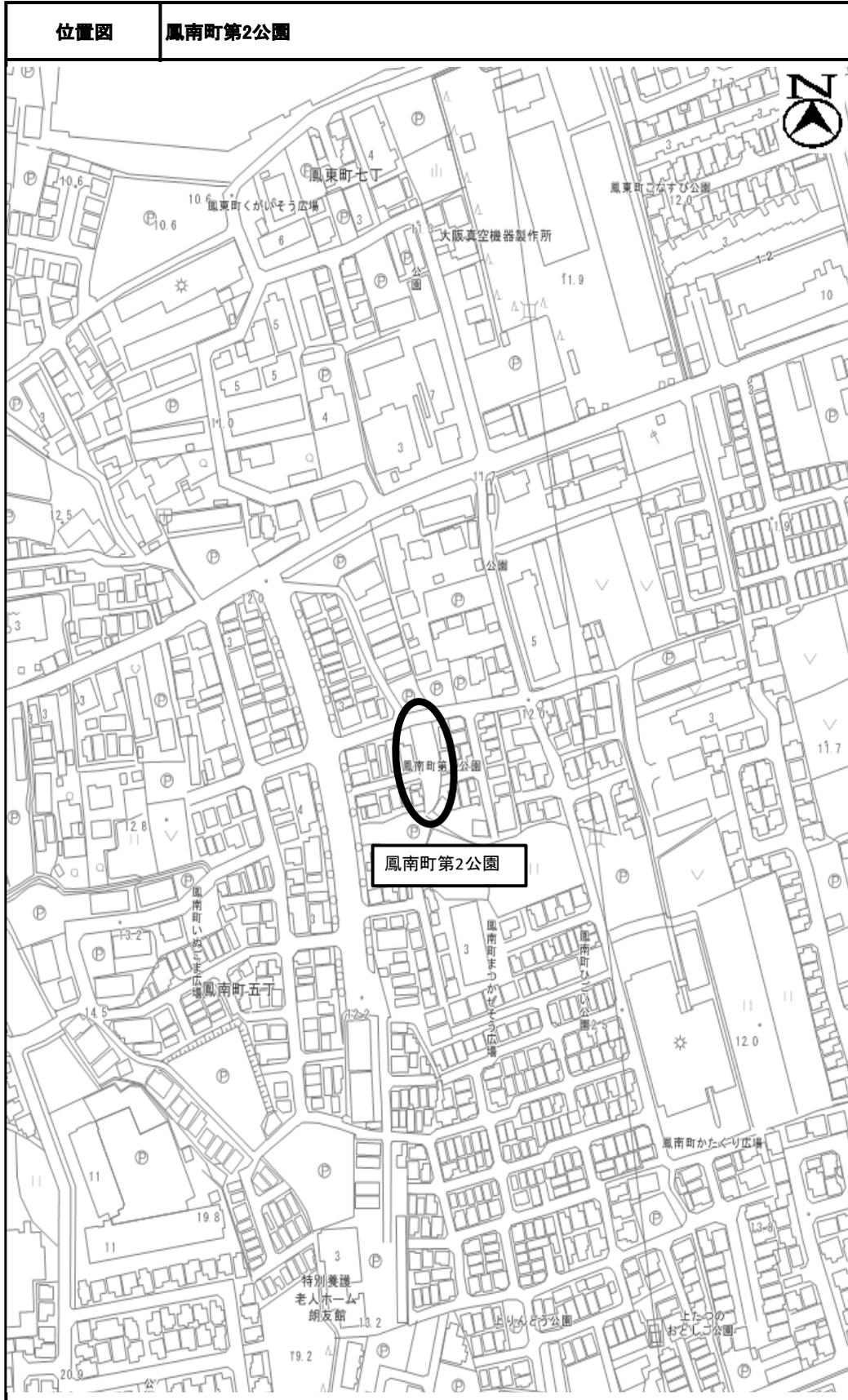
別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

## 3 供用開始の日

令和3年3月26日

別紙





堺市公告第207号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永藤英機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市立三宝小学校ほか44校園で使用する都市ガスの供給  
予定使用ガス量 810,475m<sup>3</sup>
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
教育委員会事務局学校管理部施設課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
関西電力株式会社  
代表執行役 森本 孝  
大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 5 落札金額  
¥5,119,169-（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年12月4日

~~~~~

堺市公告第208号

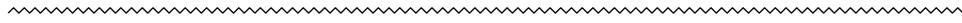
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永藤英機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市立八田荘小学校ほか43校園で使用する都市ガスの供給  
予定使用ガス量 763,550m<sup>3</sup>
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
教育委員会事務局学校管理部施設課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
関西電力株式会社  
代表執行役 森本 孝  
大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 5 落札金額  
¥4,847,306－（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年12月4日



堺市公告第209号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市立東三国丘小学校ほか41校園で使用する都市ガスの供給  
予定使用ガス量 827,680m<sup>3</sup>
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
教育委員会事務局学校管理部施設課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
関西電力株式会社  
代表執行役 森本 孝  
大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 5 落札金額  
¥5,199,120－（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年12月4日

消防局告示

堺市消防局告示第1号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による消防長又は消防署長の意見書の交付申請について（平成20年消防局告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

堺市消防長 新開 実

「

|         |       |
|---------|-------|
| ※ 整理番号  |       |
| ※ 受付年月日 | 年 月 日 |
| ※ 交付年月日 | 年 月 日 |
| ※ 交付番号  |       |

及び

」

「（申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- この告示は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- この告示の施行の際、この告示による改正前の「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による消防長又は消防署長の意見書の交付申請について」の様式に関する規定により作成され、現に保管されている申請書については、当分の間、この告示による改正後の「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による消防長又は消防署長の意見書の交付申請について」の様式に関する規定による申請書とみなして使用することができる。

## 上下水道局管理規程

堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月26日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第5号

### 堺市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局事務分掌規程（昭和40年水道事業所管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「人事労務係  
情報管理係」 を 「人事労務係」 に、 「情報係  
管理係」 を 「管理係  
情報係」 に改

める。

第7条上下水道局経営企画室の分掌事務を定める部分を次のように改める。

- (1) 経営戦略に関すること。
- (2) 局の重要な施策の企画、総合調整及び推進に関すること。
- (3) 財政計画に関すること。
- (4) 施設整備等の計画に関すること。
- (5) 水道料金及び下水道使用料等の制度の企画及び調整に関すること。
- (6) 統計（業務状況説明書類を含む。）に関すること。
- (7) お客さまサービスの充実、人材育成その他の企業力向上に係る企画及び調整に関すること。
- (8) 上下水道事業管理者の秘書に関すること。
- (9) 水需要の計画に関すること。
- (10) 上下水道事業に係る国の補助及び起債の総括に関すること。
- (11) 国への要望等に関すること。
- (12) 日本水道協会、大阪広域水道企業団及び政令指定都市関係各種協議会に係る連絡調整に関すること。
- (13) 上下水道事業全般に係る調査及び研究に関すること。
- (14) 危機管理の推進及び総合調整に関すること。
- (15) 防災対策の推進及び総合調整に関すること。
- (16) 災害対応に係る訓練に関すること。
- (17) 広報及び広聴に関すること。

- (18) お客さまの声の活用の総括に関すること。
- (19) コールセンターの運営及び総括に関すること。
- (20) 事業の広域化に関すること。
- (21) 公民連携の推進に関すること。
- (22) ICT活用の戦略、企画、調整、推進及び調査研究に関すること。
- (23) 局内ネットワークその他の情報インフラの管理、運用及び活用に関すること。
- (24) 情報セキュリティ対策に関すること。

第7条上下水道局サービス推進部の分掌事務を定める部分中

- 「(2) 上下水道の技術監理に関すること。
- (3) 部の危機管理に関すること。 を
- (4) 部のICT推進に関すること。 」
- 「(2) 工事に係る設計の標準化に関すること。
- (3) 工事に係る設計変更等の審査に関すること。
- (4) 技術力向上に係る調査、研究及び研修に関すること。
- (5) 技術に関する諸課題の調整等に関すること。 に
- (6) 局本庁舎及び附帯施設の保全及び維持管理に関すること。
- (7) 部の危機管理に関すること。
- (8) 部のICT推進に関すること。 」

改め、同部事業サポート課総務係の分掌事務を定める部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同課人事労務係の分掌事務を定める部分第2号中「関すること」の次に「(経営企画室の所管に属するものを除く。)」を加え、同課情報管理係の分掌事務を定める部分を削り、同部事業サービス課事業管理係の分掌事務を定める部分第4号中「、再生水」を「及び再生水」に改め、同課企画係の分掌事務を定める部分第1号中「向上」の次に「(システム開発に係るものを含む。)」を加え、「システム開発に係るものを含む」を「経営企画室の所管に属するものを除く」に改め、同部給排水設備課排水設備係の分掌事務を定める部分第1号中「下水道部」を「下水道管路部」に改め、同局水道部水道建設管理課技術管理係の分掌事務を定める部分第2号中「関すること」の次に「(サービス推進部の所管に属するものを除く。)」を加え、同課建設第一係・建設第二係・建設第三係の分掌事務を定める部分中「・建設第三係」を削り、同部分第1号中「実施計画」の次に「及び発注方法等」を加え、同部分の次に次のように加える。

#### 建設第三係

- (1) 基幹管路以外の水道管及び給水管の整備改良工事に係る当初設計に関すること。

第7条上下水道局水道部水運用管理課施設係の分掌事務を定める部分第3号中「、植栽」を削り、同局下水道管路部下水道事業調整課事業係の分掌事務を定める部分第3号及び第4号中「関係公共団体」を「関係公共団体等」に改め、同課技術管理係の分掌事務を定め

る部分第3号中「関すること」の次に「（サービス推進部の所管に属するものを除く。）」を加え、同部下水道管路課情報係及び管理係の分掌事務を定める部分を次のように改める。

管理係

- (1) 公共下水道（水再生センター、下水ポンプ場等を除く。）の占用等に関すること。
- (2) 公共下水道に係る管理用地（水再生センター、下水ポンプ場等を除く。）に関すること。
- (3) 公共下水道に係る管理用地の占用料に関すること（占用許可の開始、変更及び廃止に関するものを除く。）。
- (4) 法定外公共物等の調整に関すること。
- (5) 下水道サービスセンターとの連絡調整に関すること。
- (6) 私道共同排水設備の引取りに関すること（土地所有者等の調査に関するものを除く。）。
- (7) 課内の他の係の所管に属しないこと。

情報係

- (1) 下水道台帳に関すること。
- (2) 公共下水道の供用開始の公示等に関すること。
- (3) 公共下水道（水再生センター、下水ポンプ場等を除く。）のアセットマネジメントの実施に関すること。

第7条上下水道局下水道施設部下水道施設課施設第一係の分掌事務を定める部分第1号中「下水ポンプ場等の」の次に「土木建築の」を加え、同部分第2号中「設備のアセットマネジメント」を「土木建築のアセットマネジメントの実施」に改め、同部分中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 公共下水道に係る管理用地（水再生センター、下水ポンプ場等に限る。）の利活用に伴う実施設計及び工事に関すること。

第7条上下水道局下水道施設部下水道施設課施設第二係の分掌事務を定める部分第1号中「土木建築」を「設備」に改め、同部分第2号中「土木建築のアセットマネジメント」を「設備のアセットマネジメントの実施」に改め、同部分第3号を削る。

別表中「経営企画担当課長」を「経営戦略担当課長」に、

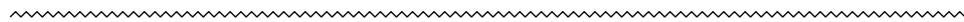
|             |             |                       |              |    |   |
|-------------|-------------|-----------------------|--------------|----|---|
|             |             | 危機管理・広報・ICT推進<br>担当課長 |              | 1人 |   |
| サービス推<br>進部 |             | 工事検査担当課長              | サービス推進部<br>長 | 1人 | を |
|             | 事業サポ<br>ート課 | 法務監査・人事・労務担当課<br>長    |              | 1人 |   |
|             |             | 庁舎・情報管理担当課長           |              | 1人 |   |

|         |         |                    |          |    |   |
|---------|---------|--------------------|----------|----|---|
|         |         | 危機管理・広報広聴担当課長      |          | 1人 |   |
|         |         | 広域化・公民連携・ICT推進担当課長 |          | 1人 |   |
| サービス推進部 |         | 工事検査担当課長           | サービス推進部長 | 1人 | に |
|         |         | 技術力強化担当課長          |          | 1人 |   |
|         | 事業サポート課 | 法務監査・人事・労務担当課長     |          | 1人 |   |

改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。



堺市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月26日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第6号

堺市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程

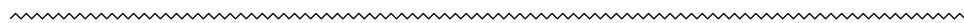
堺市上下水道局決裁規程（昭和43年水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項の表中「の担当課長」の次に「又は担当の部理事」を加える。

別表第1項第27号及び第8項第20号中「監督、測量並びに」を「監理並びに測量、」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。



堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月26日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第7号

#### 堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

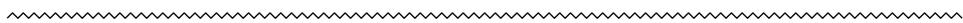
堺市上下水道局公印規程（平成5年水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「責」を「責め」に改める。

別表専用公印の表水道建設管理課事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄第1号中「公有財産」を「公有財産等」に改め、同欄第2号中「認定書」の次に「、依頼書」を加え、同表の備考第1項中「国や府」を「国又は府」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。



堺市上下水道局統計取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月26日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第8号

#### 堺市上下水道局統計取扱規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局統計取扱規程（昭和31年水道事業所管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項並びに第4条第1項及び第2項中「経営企画担当課長」を「経営戦略担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

堺市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月26日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第9号

### 堺市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局庁舎管理規程（平成22年上下水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表中「庁舎・情報管理担当課長」を「技術力強化担当課長」に改める。

様式第1号の注書に次の2項を加える。

- 6 使用期間中に設備等を破損させた場合は、使用者の負担により現状復旧をすること。
- 7 屋外に広告物を掲示する場合は、周辺に危険が及ばないよう管理し、荒天時等は一時的に取り外す等速やかに対応すること。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第36号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1436号  
指 定 年 月 日 令和3年3月9日  
指定期間の末日 令和8年3月8日  
事業者の名称 株式会社光トラスト  
事業者の住所 堺市美原区丹上413番地4  
代表者の職氏名 代表取締役 杉野 吉信  
事業所の名称 株式会社光トラスト  
事業所の所在地 堺市美原区丹上413番地4

指 定 番 号 第1437号  
指 定 年 月 日 令和3年3月9日  
指定期間の末日 令和8年3月8日  
事業者の名称 神田 将文  
事業者の住所 堺市西区浜寺石津町中4丁18番13号  
事業所の名称 KMI建設  
事業所の所在地 堺市西区浜寺石津町中4丁18番13号

指 定 番 号 第1438号  
指 定 年 月 日 令和3年3月9日  
指定期間の末日 令和8年3月8日  
事業者の名称 奥野 雅史  
事業者の住所 高石市高師浜1丁目11番19号  
事業所の名称 関西住宅メンテナンス  
事業所の所在地 泉大津市東助松町3丁目10-45

指 定 番 号 第1439号  
指 定 年 月 日 令和3年3月9日  
指定期間の末日 令和8年3月8日  
事業者の名称 株式会社服部工業  
事業者の住所 滋賀県甲賀市信楽町神山272番地  
代表者の職氏名 代表取締役 服部 忠弘  
事業所の名称 株式会社服部工業  
事業所の所在地 滋賀県甲賀市信楽町神山694-1

指 定 番 号 第1440号  
指 定 年 月 日 令和3年3月9日

指定期間の末日 令和8年3月8日  
事業者の名称 岸谷 佑美  
事業者の住所 兵庫県宝塚市山本野里3丁目27番209号  
事業所の名称 K. t. service  
事業所の所在地 兵庫県川西市久代2丁目14-8 204号

指 定 番 号 第1441号  
指 定 年 月 日 令和3年3月9日  
指定期間の末日 令和8年3月8日  
事業者の名称 株式会社センチュリー・パル  
事業者の住所 大阪市北区東天満2丁目4番2号 マークビル2階  
代表者の職氏名 代表取締役 今井 豊  
事業所の名称 株式会社センチュリー・パル  
事業所の所在地 大阪市北区東天満2丁目4番2号 マークビル2階

指 定 番 号 第1442号  
指 定 年 月 日 令和3年3月9日  
指定期間の末日 令和8年3月8日  
事業者の名称 塚本 昇太  
事業者の住所 大阪市住吉区苅田3丁目6番25号 ロータス華陽602号  
事業所の名称 塚本住設  
事業所の所在地 大阪市住吉区苅田3丁目3番26号

~~~~~  
堺市上下水道局公告第37号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1714号  
指 定 年 月 日 令和3年3月9日

指定期間の末日 令和7年11月30日  
 事業者の名称 株式会社光トラスト  
 事業者の住所 堺市美原区丹上413番地4  
 代表者の職氏名 代表取締役 杉野 吉信  
 営業所の名称 株式会社光トラスト  
 営業所の所在地 堺市美原区丹上413番地4

指 定 番 号 第1715号  
 指 定 年 月 日 令和3年3月9日  
 指定期間の末日 令和7年11月30日  
 事業者の名称 株式会社K a l m a x I n t e r n a t i o n a l  
 事業者の住所 羽曳野市南古市2丁目15番20号  
 代表者の職氏名 代表取締役 マックスウェル アネスト  
 営業所の名称 株式会社K a l m a x I n t e r n a t i o n a l  
 営業所の所在地 羽曳野市南古市2丁目15番20号

指 定 番 号 第1716号  
 指 定 年 月 日 令和3年3月9日  
 指定期間の末日 令和7年11月30日  
 事業者の名称 岸谷 佑美  
 事業者の住所 兵庫県宝塚市山本野里3丁目27番209号  
 営業所の名称 K. t. service  
 営業所の所在地 箕面市西宿2-22-3-305

## 教育委員会規則

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月26日

堺市教育委員会  
 教育長 中谷 省三

堺市教育委員会規則第5号

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則（昭和40年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第6号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 農業委員会規則

堺市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月26日

堺市農業委員会

会長 檀野 隆一

堺市農業委員会規則第1号

堺市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規則

堺市農業委員会事務局処務規程（平成13年農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中「受ける」を「する」に改める。

第13条第1項第1号中「に基づく」を「の規定に基づく」に改め、同項第4号から第7号までを次のように改める。

- (4) 時間外勤務及び休日勤務の実施計画に関すること。
- (5) 会計年度任用職員の任免に関すること及び臨時的に任用する職員の雇い入れ又は解雇に関すること。
- (6) 国若しくは他の地方公共団体又はその他の研修機関の行う研修への所属職員の派遣（派遣期間が7日以上のものに限る。）に関すること。
- (7) 公文書公開の可否の決定に関すること。

第13条第1項第11号中「に基づく」を「の規定による」に改め、同項第15号及び第16号中「に基づく」を「による」に改め、同項第20号中「第10条」を「第10条第2項」に改める。

第14条第1号中「に基づく」を「の規定に基づく」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第3号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

堺市農業委員会

会長 檀野隆一

[日時]

令和3年3月29日（月）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 令和3年度堺市農業委員会事業計画の決定について
- 2 その他

## 議会告示

堺市議会告示第1号

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成18年議会規則第2号）第13条第4項において準用する同規則第11条第3項の規定により、市議会議員の令和2年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

堺市議会議長 宮本 恵子

- 1 閲覧開始の日  
令和3年4月8日（木）
- 2 閲覧場所  
堺市役所本庁舎 市政情報センター  
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー
- 3 閲覧日及び閲覧時間
  - (1) 閲覧日  
市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日
  - (2) 閲覧時間  
市政情報センター  
平日 午前9時から午後5時30分まで  
市政情報コーナー  
平日 午前9時から午後5時15分まで